

○世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域
密着型サービス事業所の指定等に関する規則

平成25年3月5日規則第7号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第3条—第12条）
- 第3章 夜間対応型訪問介護（第13条—第16条）
- 第3章の2 地域密着型通所介護（第16条の2—第16条の16）
- 第4章 認知症対応型通所介護（第17条—第21条）
- 第5章 小規模多機能型居宅介護（第22条—第27条）
- 第6章 認知症対応型共同生活介護（第28条—第31条）
- 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護（第32条—第34条）
- 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第34条の2—第39条）
- 第9章 看護小規模多機能型居宅介護（第40条—第43条）
- 第10章 指定地域密着型サービス事業所の指定等（第44条・第45条）
- 第11章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（看護職員の員数が基準を満たしているものとみなすことができるとき）

第3条 条例第7条第12項の規則で定めるときは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第60条

第1項第1号イの規定に相当する都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を含む。以下同じ。）の条例（以下「都道府県等の条例」という。）の人員に関する基準を満たすとき（指定居宅サービス等基準第60条第5項の規定に相当する都道府県等の条例の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準に相当する都道府県等の条例で定める基準を満たしているものとみなされているとき並びに条例第193条第14項及び第40条の規定により条例第193条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）とする。

（管理者が従事することができる職務）

第4条 条例第8条ただし書の規則で定める職務は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

（電磁的方法）

第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

（1） 条例第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第10条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（同条第2項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は同条第5項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

- 2 条例第10条第4項に規定する規則で定める電磁的方法の種類及び内容は、次のとおりとする。
- (1) 前項各号に掲げる方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
(居宅サービス計画)

第6条 条例第18条の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第65条の4第1号ハに規定する計画とする。
(サービスの提供の記録事項)

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（条例第5条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項とする。
(利用者に関する区市町村への通知)

第8条 条例第29条の規則で定める場合は、正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合とする。
(衛生管理等)

第8条の2 条例第34条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等（条例第40条第2項に規定するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。）を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（条例第7条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(苦情処理)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、条例第39条第3項の改善の内容を区市町村に報告しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（介護・医療連携推進会議の開催回数）

第10条 条例第40条第1項の規則で定める回数は、おおむね6月に1回とする。

（記録の保存期間）

第11条 条例第43条第2項の規則で定める期間は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の完結の日から2年間とする。

（連携指定訪問看護事業者との連携）

第12条 条例第45条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 条例第27条第3項に規定するアセスメント
- （2） 条例第6条第2号に規定する随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- （3） 条例第40条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
- （4） 前3号に掲げるもののほか、条例第44条第1項に規定する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

第3章 夜間対応型訪問介護

第13条 削除

（管理者が従事することができる職務等）

第14条 条例第49条ただし書の規則で定める場合は、日中のオペレーションセンターサービス（条例第47条第1項に規定するオペレーションセンターサービスをいう。）を実施する場合であって、指定訪問介護事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する訪問介護の事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときとする。

2 条例第49条ただし書の規則で定める職務は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる職

務とする。

(1) 条例第49条ただし書の管理上支障がない場合 当該指定夜間対応型訪問介護事業所（条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者（条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務

(2) 前項に規定する場合 指定訪問介護事業所（条例第7条第4項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）の職務

（記録の保存期間）

第15条 条例第59条第2項の規則で定める期間は、指定夜間対応型訪問介護（条例第46条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）の提供の完結の日から2年間とする。

（準用）

第16条 第5条から第9条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第10条第4項」と、第6条中「条例第18条」とあるのは「条例第60条において準用する条例第18条」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第60条において準用する条例第29条」と、第8条の2各号列記以外の部分中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第34条第3項」と、第8条の2第1号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（条例第7条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者）」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者（条例第48条第1項に規定する夜間対応型訪問介護従業者）」と、第8条第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第39条第3項」と読み替えるものとする。

第3章の2 地域密着型通所介護

（介護職員が従事することができる職務）

第16条の2 条例第60条の3第4項の規則で定める職務は、他の指定地域密着型通所介護の単位（同

条第5項に規定する指定地域密着型通所介護の単位をいう。)の介護職員の職務とする。

(指定地域密着型通所介護事業所の管理者が従事することができる職務)

第16条の3 条例第60条の4ただし書の規則で定める職務は、当該指定地域密着型通所介護事業所

(条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(指定地域密着型通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合の届出)

第16条の4 条例第60条の5第4項の規定による届出は、指定地域密着型通所介護事業所等における

宿泊サービス実施届出書(第1号様式)により行うものとする。

(衛生管理等)

第16条の4の2 条例第60条の16第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者(条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。)に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(運営推進会議の開催回数)

第16条の5 条例第60条の17第1項の規則で定める回数は、おおむね6月に1回とする。

(記録の保存期間)

第16条の6 条例第60条の19第2項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護(条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次条において同じ。)の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第16条の7 第5条から第8条まで及び第9条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第60条の20において

準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第10条第4項」と、第6条中「条例第18条」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第18条」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第60条の20において準用する条例第39条第3項」と読み替えるものとする。

(共生型地域密着型通所介護事業所の管理者が従事することができる職務)

第16条の8 条例第60条の20の3において準用する条例第60条の4ただし書の規則で定める職務は、当該共生型地域密着型通所介護事業所（条例第60条の20の2に規定する共生型地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(共生型地域密着型通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合の届出)

第16条の9 条例第60条の20の3において準用する条例第60条の5第4項の規定による届出は、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス実施届出書により行うものとする。

(記録の保存期間)

第16条の10 条例第60条の20の3において準用する条例第60条の19第2項の規則で定める期間は、共生型地域密着型通所介護（条例第60条の20の2に規定する共生型地域密着型通所介護をいう。次条において同じ。）の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第16条の11 第5条から第8条まで、第9条、第16条の4の2及び第16条の5の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第10条第4項」と、第6条中「条例第18条」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第18条」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第

39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者（条例第60条の20の3に規定する共生型地域密着型通所介護従業者）」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第60条の17第1項」と読み替えるものとする。

（指定療養通所介護事業所の管理者が従事することができる職務）

第16条の12 条例第60条の24第1項ただし書の規則で定める職務は、当該指定療養通所介護事業所（条例第60条の23第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

（指定療養通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合の届出）

第16条の13 条例第60条の26第4項の規定による届出は、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス実施届出書により行うものとする。

（安全・サービス提供管理委員会の開催回数）

第16条の14 条例第60条の36第2項の規則で定める回数は、おおむね6月に1回とする。

（記録の保存期間）

第16条の15 条例第60条の37第2項の規則で定める期間は、指定療養通所介護（条例第60条の21に規定する指定療養通所介護をいう。次条において同じ。）の提供の完結の日から2年間とする。

（準用）

第16条の16 第6条から第8条まで、第9条、第16条の4の2及び第16条の5の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第6条中「条例第18条」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第18条」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者）」とあるのは「療養通所介護従業者（条例第60条の23第1項に規定する療養通所介護従業者）」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とある

のは「療養通所介護従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第60条の38において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「12月」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

(看護職員又は介護職員が従事することができる職務)

第17条 条例第62条第3項の規則で定める職務は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位(同条第4項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位をいう。)の看護職員又は介護職員の職務とする。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が従事することができる職務)

第18条 条例第63条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(条例第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合の届出)

第18条の2 条例第64条第4項の規定による届出は、指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス実施届出書により行うものとする。

(共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者)

第19条 条例第67条第1項ただし書の規則で定めるときは、共用型指定認知症対応型通所介護事業所(条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の常勤の管理者が、その職務に加えて、次の各号のいずれかの職務に従事しようとするときとする。

- (1) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務
- (2) 他の事業所、施設等の職務

2 前項に規定するもののほか、同項第1号に掲げる職務と併せて本体事業所等(当該共用型指定認知症対応型通所介護(条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う居間若しくは食堂を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所(条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成25年3月世田谷区条例第18号)第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。))又は当該共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行う食堂若しくは共同生活室を有する指定地域密着型特定施設(条例第130条第1項に規定する

指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)をいう。)の職務に従事しようとする場合についても、前項と同様とする。

(記録の保存期間)

第20条 条例第80条第2項の規則で定める期間は、指定認知症対応型通所介護(条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供の完結の日から2年間とする。

2 条例第80条第3項の規則で定める期間は、条例第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第21条 第5条から第8条まで、第9条、第16条の4の2及び第16条の5の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第10条第4項」と、第6条中「条例第18条」とあるのは「条例第81条において準用する条例第18条」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第81条において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者(条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者)」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者(条例第71条第4号に規定する認知症対応型通所介護従業者)」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第60条の17第1項」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

(介護支援専門員が従事することができる職務)

第22条 条例第83条第10項ただし書の規則で定める職務は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所(同条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の他の職務

又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する同条第6項の表1の項中欄に掲げる施設等の職務とする。

(管理者が従事することができる職務又は事業)

第23条 条例第84条第1項ただし書の規則で定める職務又は事業は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催回数)

第23条の2 条例第93条第7号アの規則で定める回数は、3月に1回とする。

(居宅サービス計画の作成)

第24条 条例第94条第1項の居宅サービス計画の作成は、世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第30号)第16条各号に定める指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って行うものとする。

第25条 削除

(記録の保存期間)

第26条 条例第108条第2項の規則で定める期間は、指定小規模多機能型居宅介護(条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第27条 第5条、第7条、第8条、第9条、第16条の4の2及び第16条の5の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第10条第4項」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第109条において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者(条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者(条例第83条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)その他の従業者」と、

第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護

(管理者が従事することができる職務)

第28条 条例第112条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該共同生活住居（条例第110条に規定する共同生活住居をいう。）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(管理者が同時に管理することができない事業所等)

第29条 条例第122条の規則で定める事業所等は、介護保険施設、指定居宅サービス、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（条例第111条第9項に規定するサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、同項に規定する本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護（条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を除く。）、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設とする。

(協力医療機関との対応確認及び届出の回数)

第29条の2 条例第126条第3項の規則で定める回数は、1年に1回とする。

(記録の保存期間)

第30条 条例第128条第2項の規則で定める期間は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第31条 第5条、第8条、第9条、第16条の4の2、第16条の5及び第23条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第10条第4項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第129条において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16

条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者（条例第111条第1項に規定する介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第129条において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と、第23条の2中「条例第93条第7号ア」とあるのは「条例第118条第7項第1号」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

（管理者が従事することができる職務）

第32条 条例第132条ただし書の規則で定める職務は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務又は他の事業所、施設等、本体施設（条例第131条第4項に規定する本体施設をいう。以下この条において同じ。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の職務とする。

（記録の保存期間）

第33条 条例第149条第2項の規則で定める期間は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供の完結の日から2年間とする。

（準用）

第34条 第5条、第8条、第9条、第16条の4の2、第16条の5、第23条の2及び第29条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第134条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第134条第4項において準用する条例第10条第4項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第150条において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第150条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第150条において準用する条例第

60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者）」とあるのは「地域密着型特定施設従業者（条例第131条第1項に規定する地域密着型特定施設従業者）」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第150条において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と、第23条の2中「条例第93条第7号ア」とあるのは「条例第139条第6項第1号」と、第29条の2中「条例第126条第3項」とあるのは「条例第148条第3項」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（緊急時等の対応方法見直し回数）

第34条の2 条例第167条の2第2項の規則で定める回数は、1年に1回とする。

（管理者が従事することができる職務）

第35条 条例第168条ただし書の規則で定める職務は、他の事業所、施設等又は本体施設（条例第153条第4項に規定する本体施設をいう。以下この条において同じ。）の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）とする。

（衛生管理等）

第36条 条例第173条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3） 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第37条 条例第177条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のた

めの指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の保存期間）

第38条 条例第178条第2項の規則で定める期間は、条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の完結の日から2年間とする。

（準用）

第39条 第5条、第8条、第9条、第16条の5、第23条の2及び第29条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第10条第4項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第179条において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第179条において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と、第23条の2中「条例第93条第7号ア」とあるのは「条例第159条第6項第1号」と、第29条の2中「条例第126条第3項」とあるのは「条例第174条第2項」と読み替えるものとする。

2 第5条、第8条、第9条、第16条の5、第23条の2、第29条の2及び第35条から前条までの規定は、条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第10条第4項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第191条において準用する条例第29条」と、第9条

第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と、第23条の2中「条例第93条第7号ア」とあるのは「条例第184条第8項第1号」と、第29条の2中「条例第126条第3項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第174条第2項」と、第35条中「条例第168条ただし書」とあるのは「条例第191条において準用する条例第168条ただし書」と、第36条中「条例第173条第2項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第173条第2項」と、第37条中「条例第177条第1項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第177条第1項」と、第38条中「条例第178条第2項」とあるのは「条例第191条において準用する条例第178条第2項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

(看護職員の員数が基準を満たしているものとみなすことができるとき)

第40条 条例第193条第14項の規則で定めるときは、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イの規定に相当する都道府県等の条例の人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定に相当する都道府県等の条例の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準に相当する都道府県等の条例で定める基準を満たしているものとみなされているとき並びに条例第7条第12項及び第3条の規定により条例第7条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）とする。

(管理者が従事することができる職務)

第41条 条例第194条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(記録の保存期間)

第42条 条例第203条第2項の規則で定める期間は、指定看護小規模多機能型居宅介護（条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第43条 第5条、第7条、第8条、第9条、第16条の4の2、第16条の5、第23条の2及び第24条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第10条第2項」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第10条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第10条第2項」と、「同条第5項」と

あるのは「条例第204条において準用する条例第10条第5項」と、第5条第2項中「条例第10条第4項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第10条第4項」と、第7条中「条例第21条第1項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第21条第1項」と、第8条中「条例第29条」とあるのは「条例第204条において準用する条例第29条」と、第9条第1項中「条例第39条第3項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第39条第3項」と、第16条の4の2各号列記以外の部分中「条例第60条の16第2項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第60条の16第2項」と、第16条の4の2第1号中「地域密着型通所介護従業者（条例第60条の3第1項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者（条例第193条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第16条の4の2第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第16条の5中「条例第60条の17第1項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第60条の17第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と、第23条の2中「条例第93条第7号ア」とあるのは「条例第199条第7号ア」と、第24条中「条例第94条第1項」とあるのは「条例第204条において準用する条例第94条第1項」と読み替えるものとする。

第10章 指定地域密着型サービス事業所の指定等

（指定の申請等）

第44条 法施行規則第131条の2の2第1項第12号及び第131条の3第1項第11号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とし、法施行規則第131条の3の2第1項第11号、第131条の4第1項第11号、第131条の7第1項第14号及び第131条の8第1項第17号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容等及び建築物等に係る関係法令確認書（第2号様式）並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とし、法施行規則第131条の5第1項第15号、第131条の6第1項第15号及び第131条の8の2第1項第16号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、開設者研修の修了、組織図（開設者研修の修了者が事業者の代表者以外の場合に限る。）、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容等及び建築物等に係る関係法令確認書並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第78条の2第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第4項若しくは第6項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者

に対して、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。

（指定の更新の申請等）

第45条 区長は、法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第78条の12及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第35条の6の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第78条の2第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第78条の12及び令第35条の6の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第78条の2第4項若しくは第6項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の更新に関する決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 前条第3項の規定は、指定の更新について準用する。

第11章 雑則

（委任）

第46条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第38号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日規則第36号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日規則第33号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第37条に1号を加える改正規定は同年10月1日から、第36条第3号の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月5日規則第7号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。